

# 高崎市耐震改修促進計画



平成21年7月

高 崎 市



# 目 次

<b>第1章 計画の目的</b> .....	1
1. 高崎市耐震改修促進計画の背景.....	1
2. 高崎市耐震改修促進計画の目的と位置付け.....	2
3. 対象区域及び対象建築物.....	3
4. 計画期間.....	4
<b>第2章 高崎市における地震被害の想定</b> .....	5
1. 本市の地震環境.....	5
2. 想定される地震の規模・被害の状況.....	8
<b>第3章 建築物の耐震化の現状と目標</b> .....	10
1. 国及び県の建築物の耐震化の現状と目標.....	10
2. 住宅の耐震化.....	10
3. 特定建築物の耐震化.....	12
<b>第4章 建築物の耐震化を促進するための施策</b> .....	18
1. 耐震化の促進に係る基本的な考え方.....	18
2. 耐震化を促進するための施策.....	19
1) 周知・啓発活動.....	19
2) 耐震化の促進を図るための支援策.....	20
3. 耐震化を促進するための環境整備.....	21
1) 市民相談体制の充実.....	21
2) 耐震診断技術者の育成等の協力.....	21
3) 地震保険の加入促進に関する情報提供.....	21
4) 自治会との連携.....	22
5) 特定優良賃貸住宅の空き家の利用.....	22
4. 法に基づく指導等による耐震化.....	23
1) 耐震改修促進法による指示等の実施.....	23
2) 建築基準法による勧告又は命令等の実施.....	23
5. その他の安全対策.....	25
1) 落下物の安全対策.....	25
2) ブロック塀等の安全対策.....	25
3) エレベーターの地震対策.....	26
4) 家具の転倒防止対策.....	25
6) がけ崩れ等に対する敷地の安全対策.....	26
<b>第5章 その他建築物の耐震化促進に関する事項</b> .....	27
<参考資料>.....	29
1. 特定建築物一覧（耐震改修促進法第6条関連）.....	29
2. 特定建築物となる危険物の数量一覧（耐震改修促進法第6条第2号関連）.....	30
3. 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（抜粋）.....	31
4. 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令.....	38
5. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針.....	43

# 第1章 計画の目的

## 1. 高崎市耐震改修促進計画の背景

関東大震災から80年が経過し、東海地震や東南海・南海地震、首都圏直下地震などの大地震発生の切迫性が指摘されています。一方、中越地震（平成16年10月、震度7）、福岡県西方沖地震（平成17年3月、震度6弱）、能登半島地震（平成19年3月、震度6強）、中越沖地震（平成19年7月、震度6強）が発生するなど、日本はいつでも大震災が発生してもおかしくない状況にあり、群馬県内においては、震度6弱以上の地震が発生する確率が3～6%であると報告されています。

また、阪神・淡路大震災（平成7年1月、震度7）では、9万棟を超える家が全壊し、多くの死者を出しました。被災直後の死者数は約5,500人（平成7年4月24日現在、警察庁調べ）で、そのうち約9割（約4,800人）は住宅の下敷きなどにより命を奪われたことがわかっています。さらには、倒壊した建築物等は、火災を発生したり、避難や救援・消火の妨げになったり、がれきの発生等による被害の拡大をまねきました。

表 1-1 阪神・淡路大震災の人的・建物被害

区分	被害数
死者	6,434 人
行方不明	3 人
負傷	43,792 人
家屋全壊	104,906 棟
家屋半壊	144,274 棟
焼損	7,574 棟

（阪神・淡路大震災について（確定報）平成18年5月19日消防庁）

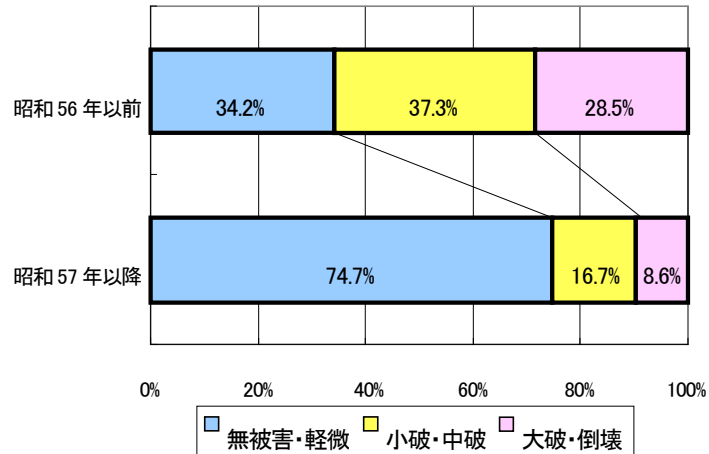
表 1-2 被災直後の死亡者の死因

死因	死者数
家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831 人 (88%)
焼死体（火傷死体）及びその疑いのあるもの	550 人 (10%)
その他	121 人(2%)
合計	5,502 人

（平成7年警察白書）

昭和53年の宮城沖地震後、従来の耐震基準が抜本的に見直され、改正建築基準法が昭和56年6月に施行されました。この改正を境にして昭和56年5月以前の基準を「旧耐震基準」、昭和56年6月以降の基準を「新耐震基準」として区分を行っています。

阪神・淡路大震災では昭和56年以前に建てられた旧耐震基準の建築物の被害が大きく、昭和57年以降のものでは大きな被害が少ないことが分かっています。



(「平成7年阪神・淡路大震災調査委員会中間報告 建設省」)

表 1-3 阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況の差

大地震の発生の阻止や予測は非常に難しいことですが、大地震の発生による被害を軽減することは可能です。死傷者の発生、延焼火災の発生、消火・救援・避難活動の遅れ（道路が通行できない）などは、住宅・建築物が壊れることにより被害が大きくなるのがわかっています。つまり、耐震性が不十分な建築物を、耐震改修等により耐震性がある建築物とすること「耐震化」が、多くの生命や財産を守るために有効かつ効果的であるといえます。

## 2. 高崎市耐震改修促進計画の目的と位置付け

群馬県では平成19年1月に「群馬県耐震改修促進計画」が策定されました。

本市においても、市内の建築物の地震に対する安全性の向上を、計画的に促進していくことを目的として、高崎市耐震改修促進計画を策定します。

策定にあたっては、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という）第5条第7項に基づいて、国の基本方針と群馬県耐震改修促進計画を踏まえるとともに、「高崎市新市基本計画」「第5次高崎市総合計画」「高崎市地域防災計画」等の地震防災に係わる内容との整合を図りました。

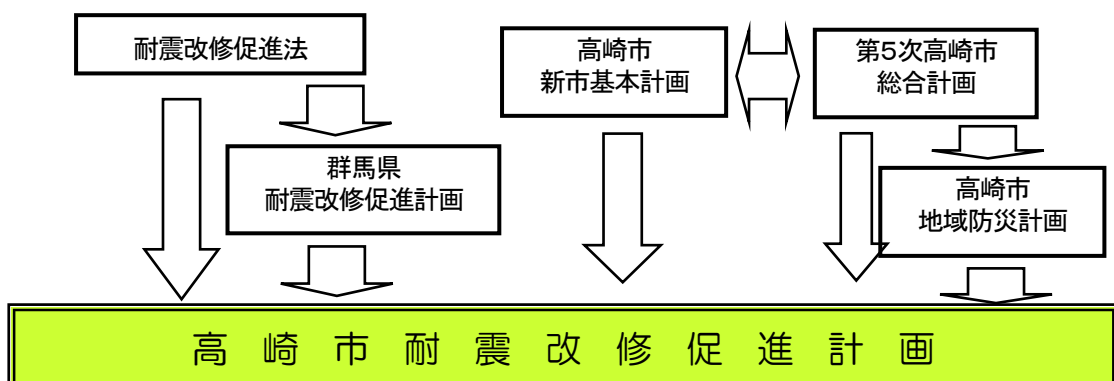


図 1-1 計画の位置付け

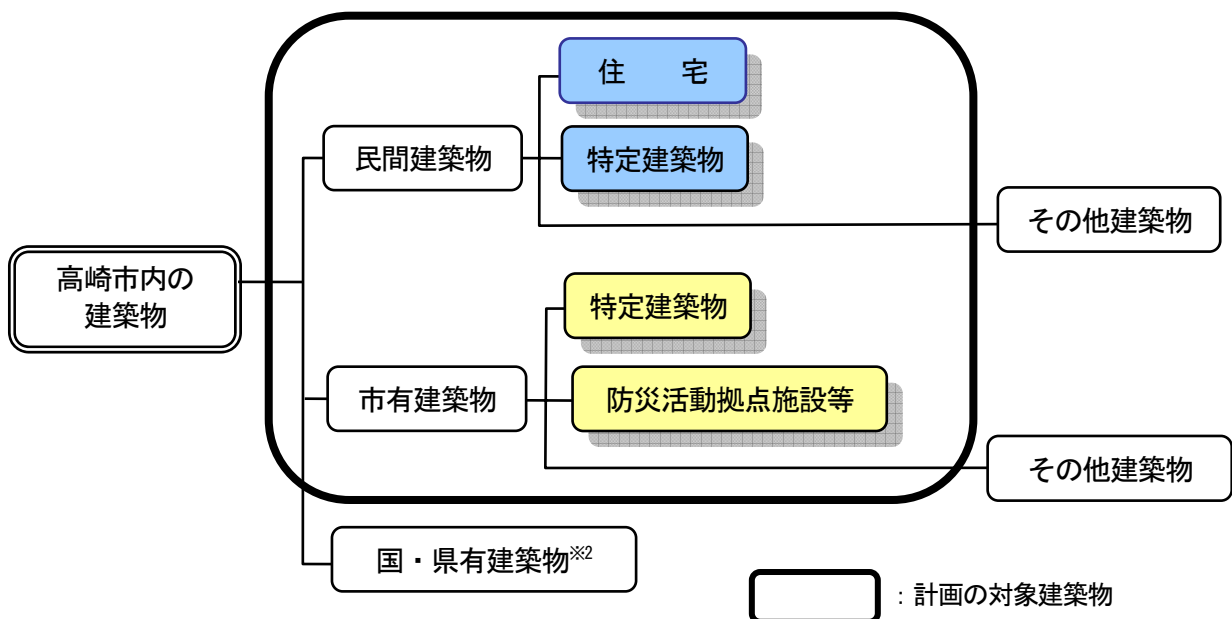
### 3. 対象区域及び対象建築物

本計画の対象区域は高崎市全域とします。

また対象とする建築物は、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない建築物<sup>※1</sup>（耐震強度が不足する施設）のうち、次に示すものとします。

#### ■ 高崎市耐震改修促進計画の対象建築物

種 類		内 容
住宅	木造住宅	主構造が木造の住宅
	非木造住宅	主構造が木造以外の住宅
特定建築物	耐震改修促進法第6条第1号	多数の者が利用する一定規模以上の建築物（参考資料1）
	耐震改修促進法第6条第2号	危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物で一定数量以上の危険物を取り扱うもの（参考資料1および2）
	耐震改修促進法第6条第3号	地震発生時に道路を閉塞するおそれのある建築物（参考資料1）
防災活動拠点施設等		市有建築物のうち、災害時現地登庁場所と避難場所に指定されている施設で、耐震改修促進法第6条第1号に規定される一定の規模以下の施設



※1 建築基準法等の耐震関係規定に適合していない建築物 改正建築基準法が昭和56年6月に施行され、この改正以前に施工された建築物は耐震性能が確保されているか不明であるため、耐震診断を実施して耐震性を確認すること、耐震診断の結果耐震性が不足する場合は、耐震改修を実施する必要があります。

※2 国・県有建築物 国の基本方針、群馬県耐震改修促進計画において計画されているため、本計画ではこれらの建築物は対象外とします。

## 4. 計画期間

国の定める建築物の耐震診断<sup>※1</sup>及び耐震改修<sup>※2</sup>の促進を図るための基本的な方針及び群馬県耐震改修促進計画では、建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の計画期間を平成27年としています。

これを受けて本計画の計画期間は、平成20年度から平成27年度までの8年間とします。

また、定期的に耐震化の進捗を把握し、必要に応じて目標及び計画内容の見直しを行うこととします。

さらに国の制度に変更が合った場合には、その内容に整合するものとします。

※1 耐震診断 既存の建築物の地震に対する安全性を評価すること。

※2 耐震改修 地震に対する安全性の向上を目的として、建築の増築・改築・修繕、もしくは、模様替え、または建築物敷地の整備をすること。

## 第2章 高崎市における地震被害の想定

### 1. 本市の地震環境

#### 1) 過去の地震発生状況

次の表に示すように、群馬県では、過去の地震により少なからず影響を受けてきています。特に、昭和6年に発生した「西埼玉地震」では、県内でも死者5名、負傷者55名を数えるほか、JR八高線の鉄橋を破壊されるほどの被害が発生しています。この地震は、後述する「関東平野北西縁断層帯」の一部である埼玉県寄居町付近の「深谷断層」の一部が活動して発生したものである可能性があります。

表 2-1 県内の被害地震履歴

発生日年月日	地震名 (震源)	マグニ チュード	群馬県内でのおもな震度	群馬県内でのおもな被害状況
1916.2.22 (大正5年)	… (浅間山麓)	6.2	…	家屋全壊7戸、半壊3戸、 一部損壊109戸
1923.9.1 (大正12年)	関東大震災 (小田原付近)	7.9	前橋4	負傷者9人、 家屋全壊49戸、半壊8戸
1931.9.21 (昭和6年)	西埼玉地震 (埼玉県仙元山付近)	6.9	高崎・渋川・五料6 前橋5	死者5人、負傷者55人、 家屋全壊166戸、半壊1,769戸
1964.6.16 (昭和39年)	新潟地震 (新潟県沖)	7.5	前橋4	負傷者1人
1996.12.21 (平成8年)	茨城県南西部の地震 (茨城県南部)	5.5	板倉5弱 沼田・片品・桐生4	家屋一部損壊46戸
2004.10.23 (平成16年)	新潟県中越地震 (新潟県中越)	6.8	高崎・沼田・北橋・片品5弱 富士見・赤堀・白沢・昭和4	負傷者6人、 家屋一部損壊1,055戸
2007.7.16 (平成19年)	新潟県中越沖地震 (新潟県上中越沖)	6.8	沼田・渋川など4 前橋・高崎など3	人的被害、家屋被害なし

#### 2) 本市に被害を及ぼす地震の発生のしくみ

地震には、「海溝型地震」、「活断層による地震」、「どこでも起こりうる直下の地震」があります。それぞれの地震の特徴と高崎市に影響を及ぼす度合について、以下に説明します。

「海溝型地震」とは、「プレート境界型地震」とも呼ばれ、関東周辺では日本列島を載せているプレートと呼ばれる岩盤の下に、東側から太平洋プレート、南側からフィリ

ピン海プレートが潜り込んできており、この活動によって発生する岩盤の歪みが一気に解放されることによって引き起こされる巨大な地震（マグニチュード8クラス）です。このタイプの地震として、過去においては関東大震災（大正12年・マグニチュード7.9）などがあり、南関東地域では、歴史的に200～400年の間隔で巨大地震の被害を繰り返し受けてきました。次の巨大地震が発生するのはまだ先のことになりますが、それまでの間に関東南部の内陸直下までのびているプレート境界上で発生するマグニチュード7級の地震（南関東直下の地震）が多くなると考えられています。しかし、高崎市周辺ではプレート境界が地下深くに潜り込んでしまっており、そこで地震が発生しても、震源から離れているため、高崎市では最大でも震度5強程度の揺れに収まると見込まれます。

「活断層による地震」とは、このようなプレートの運動によって地表付近でも歪みを生じ、地表付近に断層と呼ばれる地盤のズレを生じさせて地震を発生させるものであり、活断層と呼ばれる場所で地震が発生する可能性があります。このような活断層で発生する地震の代表例として、阪神・淡路大震災（平成7年・マグニチュード7.3）があります。高崎市にはこのような規模の大きい直下型の地震を引き起こす恐れがある活断層として、「関東平野北西縁断層帯」（関東平野北西縁断層帯主部、平井—榑挽断層帯などで構成される）があり、マグニチュード8.0程度の地震を発生させる可能性があります。この断層帯の過去の平均活動間隔は13,000年～30,000年程度と推測され、最新活動時期は約6,200年前～2,500年前です。このため、近い将来この断層帯で大規模な地震が発生する可能性は大きくありません。

このほか、「どこでも起こりうる直下の地震」は、活断層といった地震の発生する場所は特定できなくても、全国どこでも最大でマグニチュード6.9程度の地震は各地域直下の浅い場所でも発生しうるとされています。

※ 地震の発生確率と規模は文部科学省地震調査研究推進本部による推計

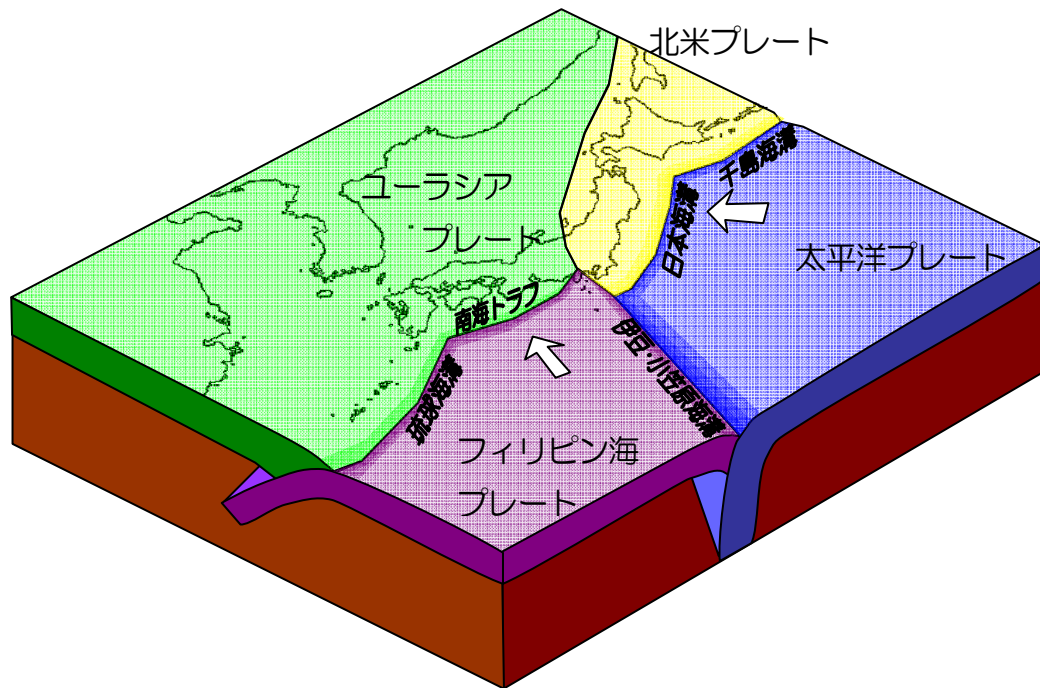


図 2-1 日本付近のプレート構造

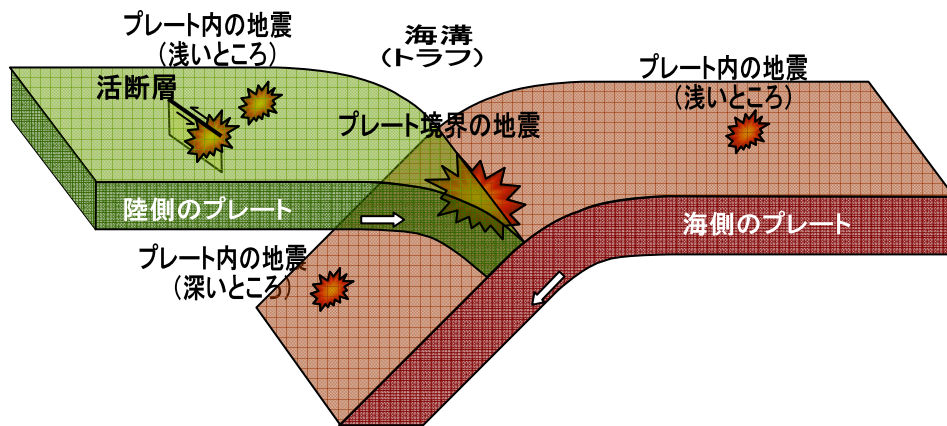


図 2-2 プレート構造と地震の起こる場所

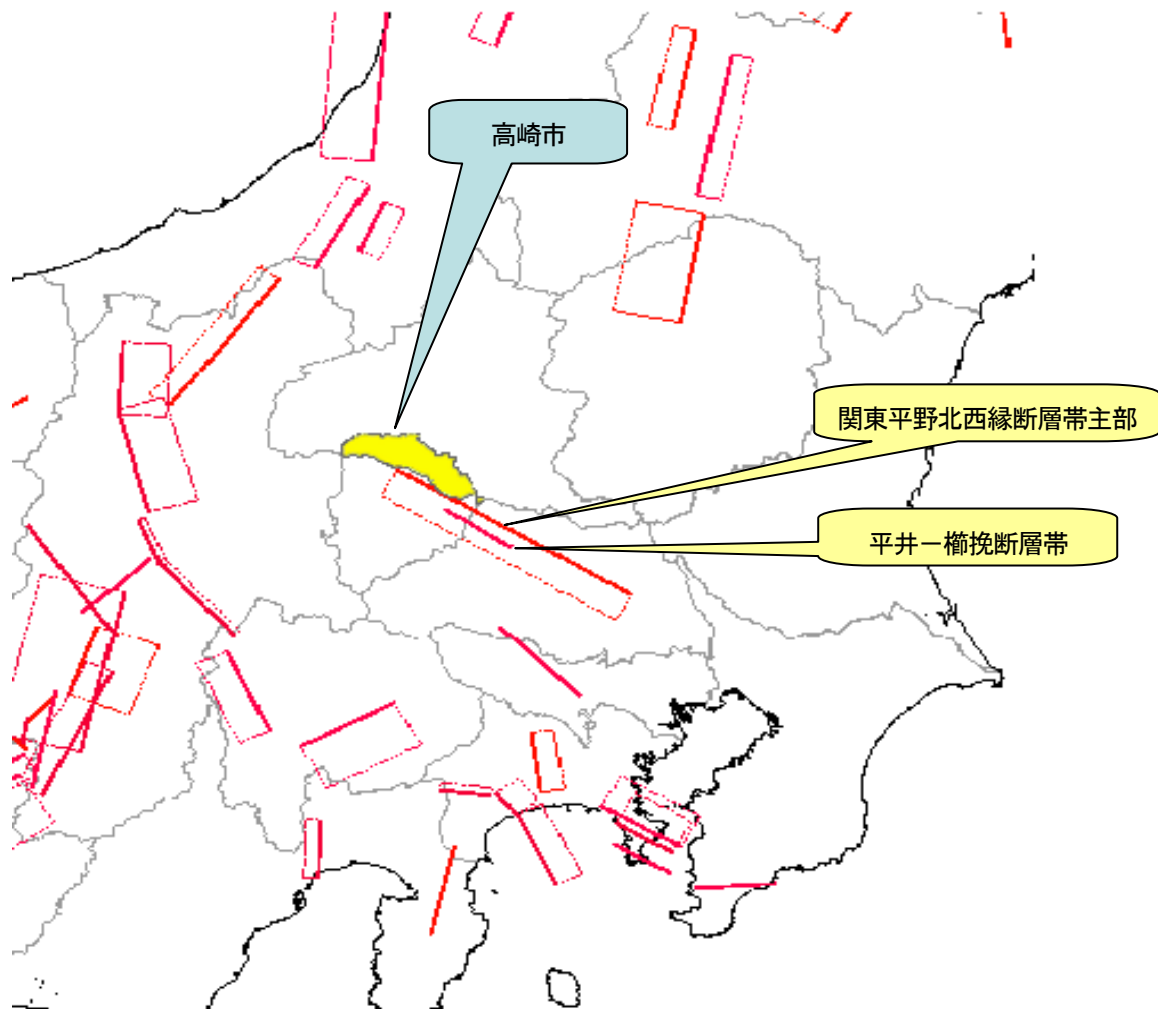


図 2-3 高崎市周辺の主要活断層帯(防災科学技術研究所 HP から抜粋)

## 2. 想定される地震の規模・被害の状況

近い将来発生する可能性は極めて低いものの、高崎市で起こりうる最大の地震として、「関東平野北西縁断層帯」でマグニチュード8.0の地震を想定すると、高崎市の震度は震度6弱～7になると予測されます。特に、震源となる断層に近い市南部の地盤が軟らかな地域では震度7に達するところもあると予測されます。

この地震により高崎市内の1割程度の建築物が全壊被害を受けるものと予測されます。

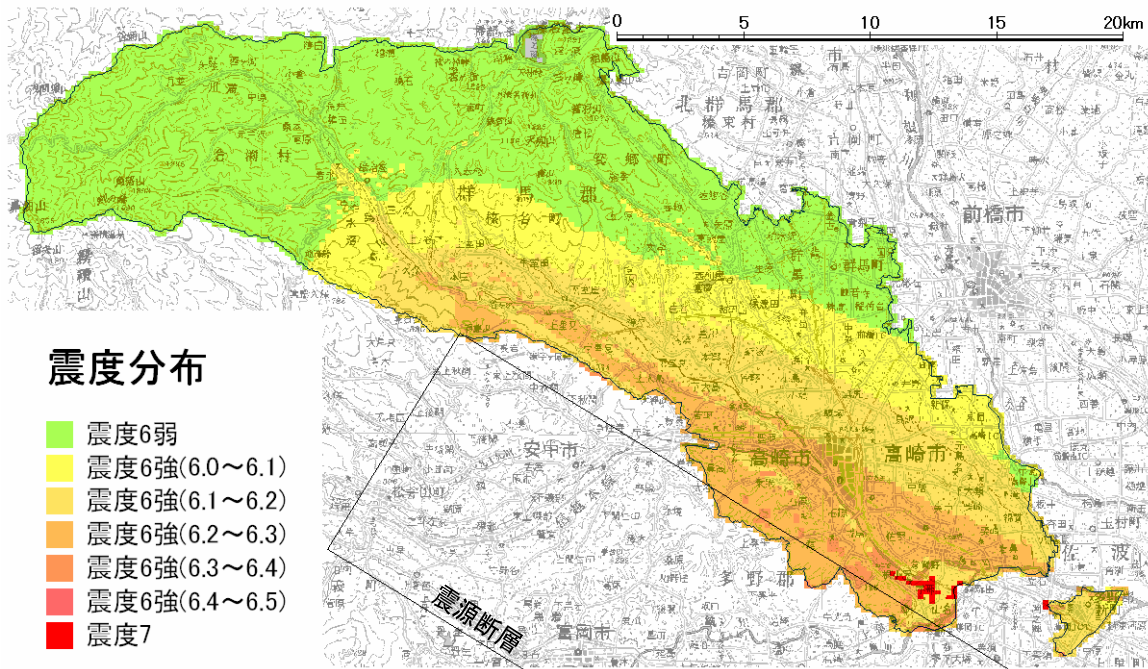


図 2-4 震度分布予測図(震源「関東平野北西縁断層帯」マグニチュード8. 0)

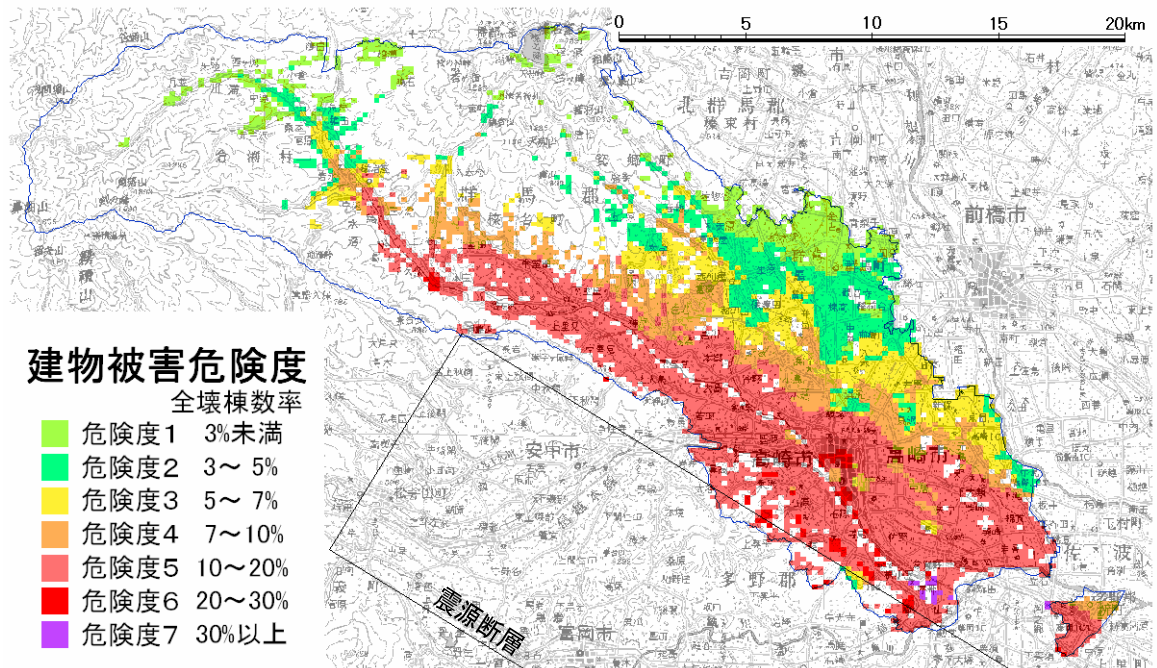


図 2-5 建物被害分布予測図(震源「関東平野北西縁断層帯」マグニチュード8. 0)

## 第3章 建築物の耐震化の現状と目標

### 1. 国及び県の建築物の耐震化の現状と目標

#### 国及び群馬県の建築物の耐震化率の目標

- ・住宅 国75%（平成15年度）→ 90%（平成27年度）  
県69%（平成18年度）→ 85%（平成27年度）
- ・特定建築物 国75%（平成15年度）→ 90%（平成27年度）  
県62%（平成18年度）→ 90%（平成27年度）

国の基本方針においては、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率<sup>※1</sup>を平成27年度までに90%とすることを目標としています。

群馬県耐震改修促進計画においては、住宅の耐震化目標は85%とし、特定建築物等の耐震化目標は90%としています。

※1 耐震化率＝（新耐震基準の建築物＋旧耐震基準の建築物で耐震性のある建築物）／全ての建築物

### 2. 住宅の耐震化

#### 1) 住宅の耐震化の現状

#### 住宅の耐震化率の現状

- ・現在（平成19年）の耐震化率は約72.0%です。

平成19年現在の高崎市の住宅総数は約141,600戸です。

このうち、耐震性のある建築物は昭和57年以降に建てられたもの（新耐震基準）が約92,200戸、昭和56年以前の建築物（旧耐震基準）だが耐震性があると思われるものが約9,700戸と推計され、現在の耐震化率は約72.0%です。

表3-1 住宅の耐震化の現状

※ データの出典 平成15年住宅・土地統計調査

単位:戸

構造	全戸数	新耐震 (昭和57年 以降)	旧耐震(昭和56年以前)		耐震化率
			耐震性あり ※2	耐震性なし ※3	
木造	100,674	57,216	5,215	38,244	62.0%
非木造	40,907	34,979	4,505	1,423	96.5%
合計	141,581	92,195	9,720	39,666	72.0%

※ 旧耐震(昭和56年以前)の建築物のうち、耐震性がある住宅の割合は、国の推計値「戸建て住宅(木造):12%、マンション(非木造):76%」を用いています。

※2 耐震性あり 大地震に対し、新耐震基準と同レベルの耐震性能を持つこと。耐震性のある建築物は、ごくまれに発生する大地震に対しても倒壊の恐れが少ないと考えられる。

※3 耐震性なし 昭和56年5月31日以前に建設された建築物のうち、耐震診断の結果、新耐震基準と同レベルの耐震性能を持たないことが判定されたもの及び耐震診断が未実施であるために耐震性が不明なもの。

## 2) 住宅の耐震化の目標

### 住宅の耐震化率の目標

- ・平成27年度の住宅の耐震化率の目標は85%とします。
- ・目標の達成には新たな施策効果による約6,300戸の耐震化の実施が必要です。

住宅の建替え状況が今までと同様に今後も推移していくと仮定した場合、目標年である平成27年度での耐震化率は80.8%になります。

県計画では現状の耐震化率が全国と比較して4ポイント以上低いこと、木造戸建て住宅が多いことから、目標耐震化率を85%と設定しています。この場合の減災効果として震度6弱の地震による住宅の全壊による死者数を半減できると想定しています。

本市の住宅の耐震化目標は85%を目標とします。このため、より一層の耐震化施策によって目標達成に向けた住宅の耐震化が必要となります。

表 3-2 自然更新した場合の住宅の耐震化状況(平成27年度)

構造	全戸数	新耐震 (昭和57年以降)	旧耐震(昭和56年以前)		耐震化率
			耐震性あり	耐震性なし	
木造	105,406	74,245	3,739	27,422	74.0%
非木造	42,829	38,332	3,418	1,079	97.5%
合計	148,235	112,577	7,157	28,501	80.8%

目標耐震化率  
**85%**

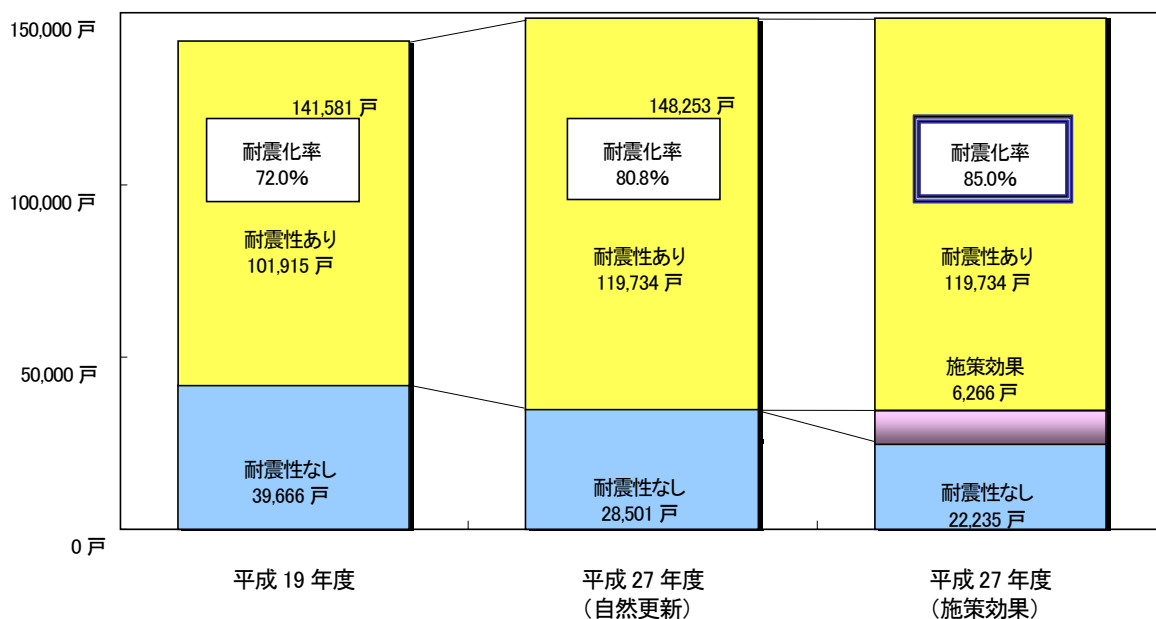


図 3-1 住宅の耐震化の推移

### 3. 特定建築物の耐震化

#### 1) 多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第6条第1号）

法第6条第1号に基づく多数の者が利用する建築物については、下表に示す5分類に区分を行い、耐震診断及び耐震改修の実施状況を把握することとします。

表 3-3 特定建築物等の分類

分類番号	1	2	3	4	5
分類	被災時に避難者及び傷病者の救護など災害救護拠点となる建築物	災害時に要援護者がいる建築物	比較的用户の滞在時間の長い建築物	その他の不特定多数が集まる建築物等	利用者が比較的限定される建築物
含まれる用途	病院 診療所 集会場 公会堂 郵便局 保健所 学校 体育館 等	幼稚園 小学校 中学校 盲学校 聾学校 高齢者福祉施設 児童福祉施設 障害者福祉施設 等	旅館 ホテル 賃貸(共同)住宅 寄宿舍 下宿 等	ボーリング場等 運動施設 劇場 映画館 展示場 百貨店等店舗 美術館 銀行 遊技場 等	卸売市場 事務所 工場 自動車車庫 危険物貯蔵施設 等

(1) 特定建築物の耐震化

① 特定建築物の耐震化の現状

多数の者が利用する建築物の耐震化率の現状

- ・ 現在の耐震化率 民間建築物 67.8% (平成19年度)
- ・ 市有建築物 58.8% (平成19年度)

耐震改修促進法第6条第1号の多数の者が利用する特定建築物は民間と市有建築物を合わせて995棟あると推計されます。このうち昭和57年以降の建築物と昭和56年以前であるが耐震診断の結果耐震性があると判定された建築物は651棟あり、耐震化率は65.4%です。

表 3-4 特定建築物の耐震化の現状 (平成19年度)

分類	単位	1 被災時に避難者及び傷病者の救護など災害救護拠点となる建築物	2 災害時に要援護者がいる建築物	3 比較的利用者の滞在時間が長い建築物	4 その他の多くの市民が集まる建築物	5 利用者が比較的限定される建築物	合計
全特定建築物	棟	73	244	353	97	228	995
民間建築物	棟	49	68	270	90	227	704
市有建築物	棟	24	176	83	7	1	291
新耐震 (昭和57年以降)	棟	49	110	249	45	135	588
民間建築物	棟	37	54	211	40	135	477
市有建築物	棟	12	56	38	5	0	111
旧耐震 (昭和56年以前)	棟	24	134	104	52	93	407
民間建築物	棟	12	14	59	50	92	227
市有建築物	棟	12	120	45	2	1	180
耐震性あり	棟	4	17	42	0	0	63
民間建築物	棟	0	0	0	0	0	0
市有建築物	棟	4	17	42	0	0	63
耐震性なし	棟	20	117	62	52	93	344
民間建築物	棟	12	14	59	50	92	227
市有建築物	棟	8	103	3	2	1	117
現況耐震化率	%	72.6%	52.0%	82.4%	46.4%	59.2%	65.4%
民間建築物	%	75.5%	79.4%	78.1%	44.4%	59.5%	67.8%
市有建築物	%	66.7%	41.5%	96.4%	71.4%	0.0%	59.8%

※ 昭和56年以前で耐震性のない建築物には、耐震診断を行っていないため耐震診断を行った結果によっては耐震性がある建築物も含まれています。

② 特定建築物の耐震化の目標

多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標

- ・平成27年度の耐震化率の目標は90%とします。

民間建築物では被災時の災害応急活動に必要な施設である病院等や、子供や高齢者などの要援護者がいる保育園、幼稚園、福祉施設等は目標耐震化率を90%とします。

市有建築物については防災上重要な建築物が多く、公共性も高いことから「災害救護拠点となる建築物」「要援護者がいる建築物」の目標耐震化率を100%とします。

特定建築物全体では90%の耐震化率を目指します。

表 3-5 特定建築物の耐震化の目標（平成27年度）

分類	単位	1 被災時に 避難者及 び傷病者 の救護など 災害救護 拠点となる 建築物	2 災害時に 要援護者 がいる建 築物	3 比較的利 用者の滞 在時間が 長い建 築物	4 その他の 多くの市 民が集 まる建 築物	5 利用者が 比較的限 定される 建 築物	合計
現況耐震化率	%	72.6%	52.0%	82.4%	46.4%	59.2%	65.4%
民間建築物	%	75.5%	79.4%	78.1%	44.4%	59.5%	67.8%
市有建築物	%	66.7%	41.5%	96.4%	71.4%	0.0%	59.8%
耐震化すべき棟数	棟	15	110	21	37	59	242
民間建築物	棟	7	7	18	36	58	126
市有建築物	棟	8	103	3	1	1	116
目標耐震化率	%	93%	97%	88%	85%	85%	90%
民間建築物	%	90%	90%	85%	85%	85%	86%
市有建築物	%	100%	100%	100%	86%	100%	100%

※ 表中の耐震化の必要な棟数は耐震診断を行っていないため耐震診断を行った結果によっては耐震改修の必要のない建築物も含んでいます。

※ 表中の耐震化の必要な棟数および目標耐震化率では全体棟数の増加や老朽化に伴う建て替え更新などを見込まない棟数となっています。

## (2) 市有建築物の耐震化

### ① 市有建築物の分類

市有建築物の耐震化については、市民の生命を守る以外に、地震発生後の被害情報収集や災害対策指示などの災害対策、救護や避難を図るための重要な役割があります。

そこで、市有建築物については特定建築物の分類の他、平常時、非常時の施設の使用目的による分類を行います。

表 3-6 市有建築物の分類

大分類	小分類	施設例
Ⅰ. 災害対策拠点機能等の確保を図るうえで優先的に整備すべき公共施設	1 災害対策拠点機能関係	市庁舎、支所庁舎、災害時拠点指定公民館等
	2 救助・救急、医療等拠点機能関係	保健センター、消防署等
	3 避難収容施設関係	小・中学避難指定校等
	4 ライフライン関係	上下水道施設、清掃センター等
Ⅱ. 災害時における被害防止の観点から整備すべき公共施設	5 要援護者施設	幼稚園、保育所、養護学校、長寿センター、福祉センター等
	6 多数の市民が集まる施設	図書館、音楽センター、史料館等
	7 比較的滞在時間の長い施設	市営住宅、宿泊施設等
Ⅲ. その他	8 その他の市有施設	事務所、その他付帯施設

② 市有建築物の耐震化の現状と目標

市有建築物の耐震化率の目標

- ・分類ごとに耐震化の目標を設定し、主要な施設では100%の耐震化を目指します。

市有建築物の多くは、災害発生時には避難場所、負傷者の治療施設、被害情報の収集や災害対策指示施設など、応急活動の拠点として活用されます。そのため平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能を確保する必要があることから、計画的に市有建築物の耐震化の促進に取り組むこととします。

耐震化率の目標については災害対策拠点機能を持つもの、救助・救急、医療等拠点機能を持つもの、避難収容施設及び要援護者が利用するものは耐震化率100%を目指します。その他の特定建築物等である市有建築物は目標耐震化率90%を目指します。

市ではこの計画を基に施設管理者が耐震化目標を定め、耐震化を図ることとします。

表 3-7 市有建築物の耐震化の現状と目標

単位：棟

区分	特定建築物									特定建築物以外
	1 災害対策	2 救護対策	3 避難対策	4 ライフライン	5 要援護者	6 集客施設	7 長期滞在	8 その他	合計	防災活動拠点
総計	6	0	177	1	17	6	83	1	291	231
新耐震 (昭和57年以降)	6	0	55	0	8	4	38	0	111	81
旧耐震 (昭和56年以前)	0	0	122	1	9	2	45	1	180	150
耐震性有り	0	0	20	1	0	0	42	0	63	22
耐震性なし	0	0	102	0	9	2	3	1	117	128
現況耐震化率 (平成19年度)	100%	—	42%	100%	47%	67%	96%	0%	60%	45%
耐震化すべき棟数	0	—	102	0	9	1	3	1	116	128
目標耐震化率 (平成27年度)	100%	—	100%	100%	100%	83%	100%	100%	100%	100%

※ 特定建築物以外の防災活動拠点は、特定建築物の規模要件以下の施設のうち、災害時現地登庁場所と避難場所に指定されている施設とします。

## 2) 危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法第6条第2号）

法第6条第2号に定める危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物等は、政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する建築物のうち、昭和56年以前の建築物で耐震性のないものが対象となります。

これらの建築物は、被災することにより周辺に対して甚大な被害を発生させるおそれがあることから、耐震化が必要となります。

平成19年度現在のこれらに該当する建築物棟数は57棟あり、今後耐震化を促進する必要があります。

## 3) 地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（耐震改修促進法第6条第3号）

「緊急輸送道路」は、地震発生時に多数の人の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保するための道路となります。

法においては、このような緊急輸送道路を「地震時に通行を確保すべき道路」として指定し、当該道路沿道の耐震化を促進することができます。

市では、群馬県耐震改修促進計画及び地域防災計画で指定される「緊急輸送道路」との整合を図りながら、「地震時に通行を確保すべき道路」の調査・検討を行います。

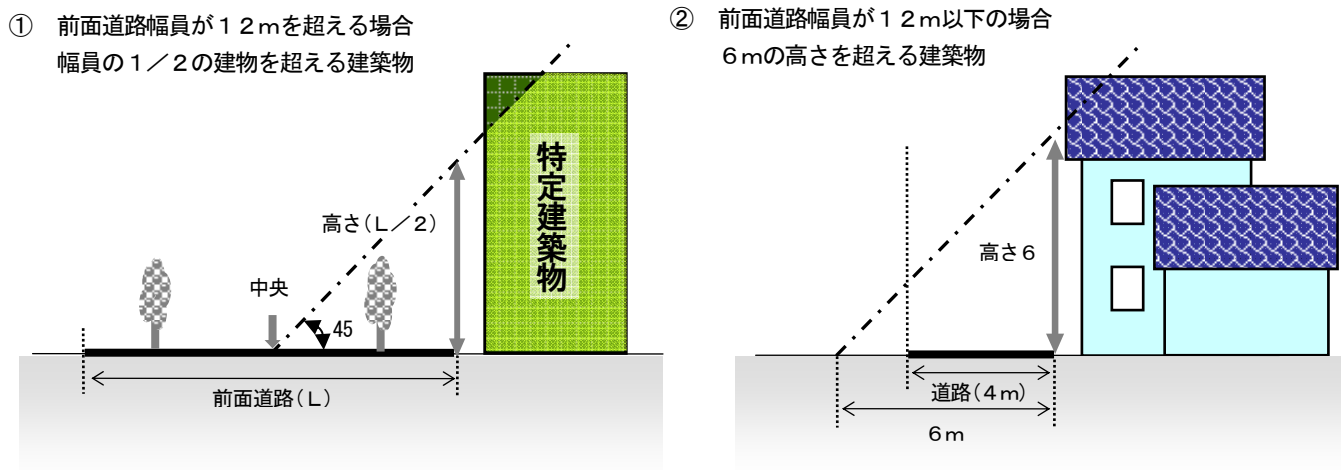


図 3-2 地震によって道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物

## 4) その他の市有建築物

特定建築物、防災活動拠点施設以外の市有建築物については、防災機能上の優先度、要援護者や市民の利用状況等を勘案しながら、計画的な耐震化整備に努めることとします。

## 第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

### 1. 耐震化の促進に係る基本的な考え方

#### 1) 建築物所有者による主体的な取り組み

住宅・建築物の耐震化促進のためには、建築物の所有者等がまず自ら取り組むべき問題であることを自覚していただくことが重要です。

そのため、建築物の所有者等は地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識的に取り組み、自分の住宅・建築物が地域の安全性向上の支障とならないように配慮し、自助努力のもと耐震化を進めることが重要です。

#### 2) 国や県と連携した耐震化への支援

市は、建築物の所有者等が耐震化の取り組みを実施しやすいようにするため、国や県と連携して耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信、負担軽減のための制度の創設など必要な取り組みを総合的に進めていきます。

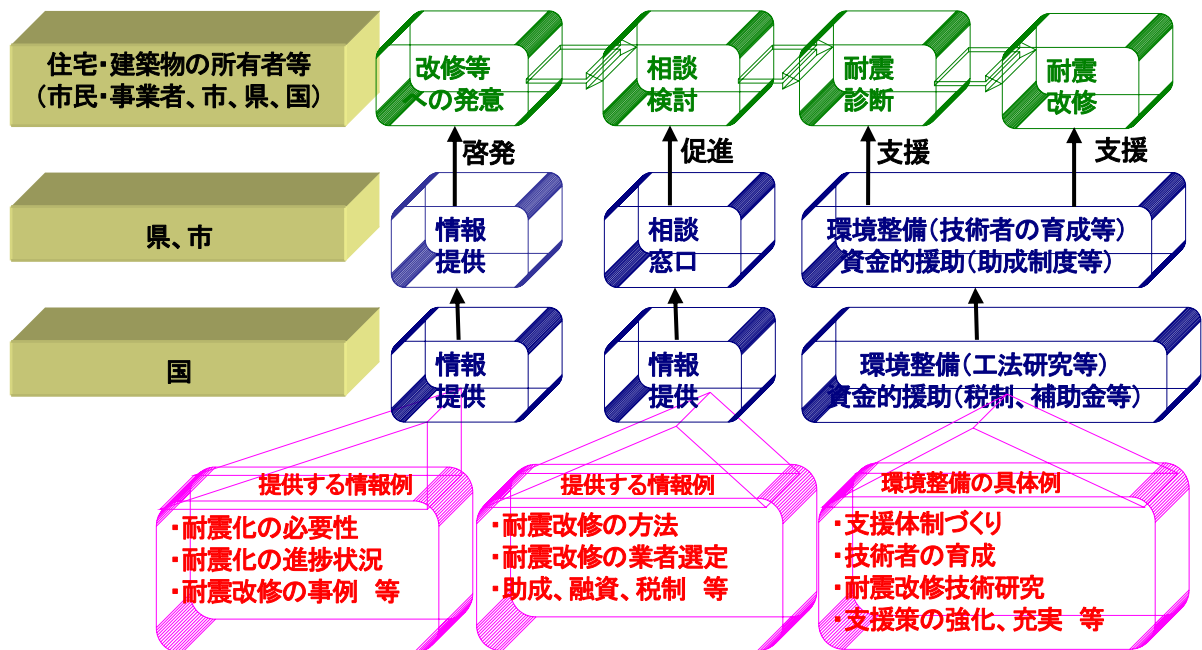


図 4-1 耐震診断・耐震改修の促進イメージ

## 2. 耐震化を促進するための施策

### 1) 周知・啓発活動

住宅の耐震化は、建築物所有者等が自らの命と財産を守るために、耐震化の必要性和重要性を認識することから始まります。

そのため市では、広く市民への周知活動を実施していくため、様々な機会と手段を用いて耐震化の必要性の認識等の普及・啓発を図ります。

#### ・インターネットを活用した耐震化に関する情報提供

市のホームページには防災・防犯に関する情報が掲載されていますが、耐震診断、耐震改修に関する情報、地震防災マップなども同様に掲載し、市民がいつでも耐震化に係わる情報を得ることができるように、インターネットを活用した周知を行います。

#### ・パンフレット等を活用した耐震化に関する情報提供

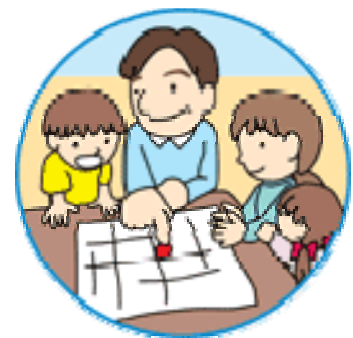
耐震改修促進計画の内容を簡略にまとめたものや、耐震化に関する補助制度などの情報を記載したパンフレットの作成・配布を行い、耐震化の重要性についての意識啓発に努めます。

また、耐震化に関する最新情報なども市の広報に掲載し、市民への情報提供を行います。

#### ・地震防災マップの作成・配布

市では、市民や住宅・建築物の所有者が地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し、的確な行動がとれるように、地震による危険性の程度等を示す「高崎市地震防災マップ」を作成します。

このマップを市民に配布し、防災情報の周知と、日頃から防災意識を持って災害に備えることができるように啓発を行います。



#### ・多くの人が集まるイベント会場における周知・啓発活動

防災訓練などのイベント会場において、地震防災、住宅の耐震化に関する情報を掲示したパネルの設置やパンフレットの配布などを行い、イベント会場に集まる市民等に対して情報提供を行います。

- ・自治会と連携した周知・啓発活動

自治会を通じて必要な情報の提供を行う回覧板は、情報の周知をより直接的に行うことができます。耐震化に関する情報についても回覧板を利用して、周知・啓発に向けた働きかけを行います。

## 2) 耐震化の促進を図るための支援策

建築物の耐震化には、建築物所有者等に耐震診断・耐震改修工事のための大きな費用負担が生じることとなり、耐震化が円滑に進まない原因のひとつとなっています。したがって、建築物所有者等の経済的な負担を軽減するための仕組みとして以下のような支援を検討します。

- ・高崎市木造住宅耐震診断事業

平成18年9月1日から木造住宅耐震診断事業を実施しています。

昭和56年5月31日以前に建築確認申請を受けた木造在来工法の一戸建住宅及び店舗併用住宅について、高崎市が派遣する木造住宅耐震診断調査資格者が耐震診断を実施します。診断に要する経費は国と高崎市が負担します。



- ・高崎市木造住宅耐震改修補助事業の創設

木造住宅の耐震改修の工事費用は、約160万円（財団法人建設経済研究所推計）とされています。そのため経済的に改修費用の負担が困難な場合には、その建築物の危険性を勘案し、国や県との協力のもと「木造住宅耐震改修補強事業」を創設します。

- ・耐震改修の実現化の働きかけ

耐震診断の実施により倒壊の危険性が高いと判定された建築物についても、耐震改修まで結びつかないのが現状です。そのため耐震診断の結果、耐震性が不足していた建築物の所有者に対して、市、関係機関からの継続した耐震改修への働きかけを行います。

- ・民間特定建築物の耐震化

民間特定建築物は、その所有者に対し耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行うと共に、耐震診断、耐震改修に対する融資制度など情報提供を行います。

### 3. 耐震化を促進するための環境整備

#### 1) 市民相談体制の充実

市は、建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を図るための相談窓口を設けます。耐震相談窓口では、以下の事項に関する情報提供を実施します。

- ・耐震改修等の助成制度の概要、税制措置等
- ・木造住宅の耐震性に関する簡単な自己診断方法
- ・家具転倒防止等屋内での安全確保の方法
- ・その他の地震対策情報 など

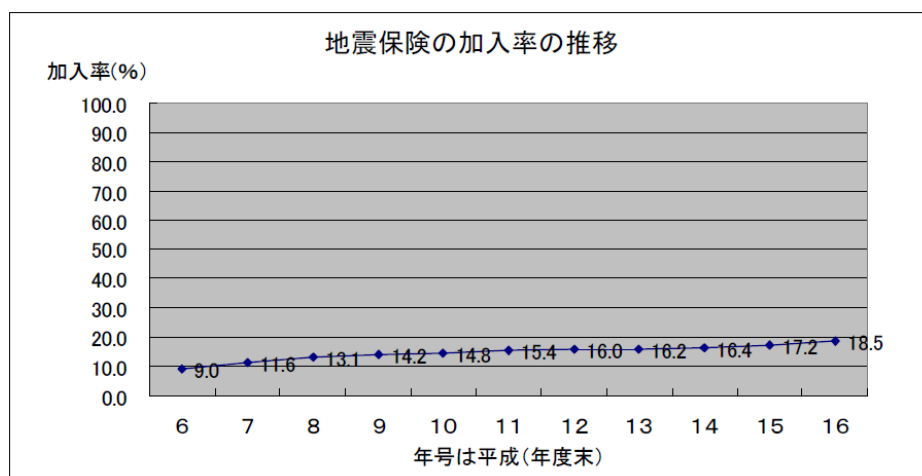
#### 2) 耐震診断技術者の育成等の協力

県と連携して、建築士などの専門家や事業者に対して地震防災知識や耐震改修等の知識習得に向けたセミナーや講習会を開催します。

#### 3) 地震保険の加入促進に関する情報提供

地震による損害を補償する地震保険は、大規模な地震災害発生後の迅速な復旧を図るためにも、地震保険への加入を促進する必要があります。

市では県と連携して、地震保険の保険料・補償内容の他、所得税、個人住民税に係る地震保険料の所得金額からの控除（地震保険料控除）等の特例措置についても情報提供に努めます。



出典：内閣府HP

図 4-2 地震保険の加入率の推移

#### 4) 自治会との連携

市では、災害発生時に地域の市民が結集して防災活動ができるように、自主防災組織の新設や防災訓練などの防災活動への支援を行います。また、民間企業に対しても災害時の協力体制の強化に努めます。

また、「安心ぐんま耐震ネットワーク（仮称）※」により、日頃から自主防災組織との連携を図るよう努めます。

※安心ぐんま耐震ネットワーク 県・市町村・関係団体等による耐震化に関する情報収集・発信体制、協議体制で、行政や事業者だけではなく住民や町内会も参加することで、相互が連携して総合的な地震対策を進めることとしています。

#### 5) 特定優良賃貸住宅の空き家の利用

特定優良賃貸住宅の認定事業者は、次の条件を満たし、県知事が承認した場合は、耐震改修促進法第10条に規定する認定建築物である耐震改修の実施に伴い仮住居が必要とする者（特定入居者）に対し、特定優良賃貸住宅を賃貸することができます。

- ・特定優良賃貸住宅の入居者が継続して3ヶ月以上確保できない住戸であること。
- ・仮住居として賃貸できる期間は2年を上限とし、借地借家法第38条第1項の規定による定期借家契約であること。

## 4. 法に基づく指導等による耐震化

### 1) 耐震改修促進法による指示等の実施

所管行政庁である高崎市は、全ての特定建築物（参考資料 1. 特定建築物一覧）の所有者に対して耐震診断・耐震改修を的確に実施することが必要と認めた場合は、当該特定建築物の所有者に対して必要な指導・助言を行います（耐震改修促進法第7条第1項）。

そのうち一定規模以上の特定建築物（参考資料 1. 特定建築物一覧）について、地震に対する安全性の向上を図るために必要な耐震診断・耐震改修が実施されていないと認めるときは、当該特定建築物の所有者に対して必要な指示を行います（同条第2項）。

さらに、指示を受けた特定建築物の所有者が正当な理由がなく、その指示に従わない場合は、社会的責任を果たさないものとしてその旨を公表していきます（同条第3項）。

なお、公表にあたっては、当該指示に従わずに耐震診断・耐震改修が行われないことが、その利用者や周辺住民に対する危険性を明確に示したうえで実施します。

### 2) 建築基準法による勧告又は命令等の実施

上記の公表を行ったにもかかわらず、当該建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物の所有者に対して、特定行政庁である高崎市は速やかに当該建築物の除去、改築、修繕等を行うよう命令を行います（建築基準法第10条第3項）。

さらに、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、当該建築物の除去、改築、修繕等を行うように勧告（同条第1項）やその警告に係る措置をとるよう命令（同条第2項）を行います。

なお、勧告や命令を行うにあたっては、耐震診断・耐震改修を行わないことがその利用者や周辺住民の生命や財産を守るうえでいかに危険であるかとの周知を図り実施します。

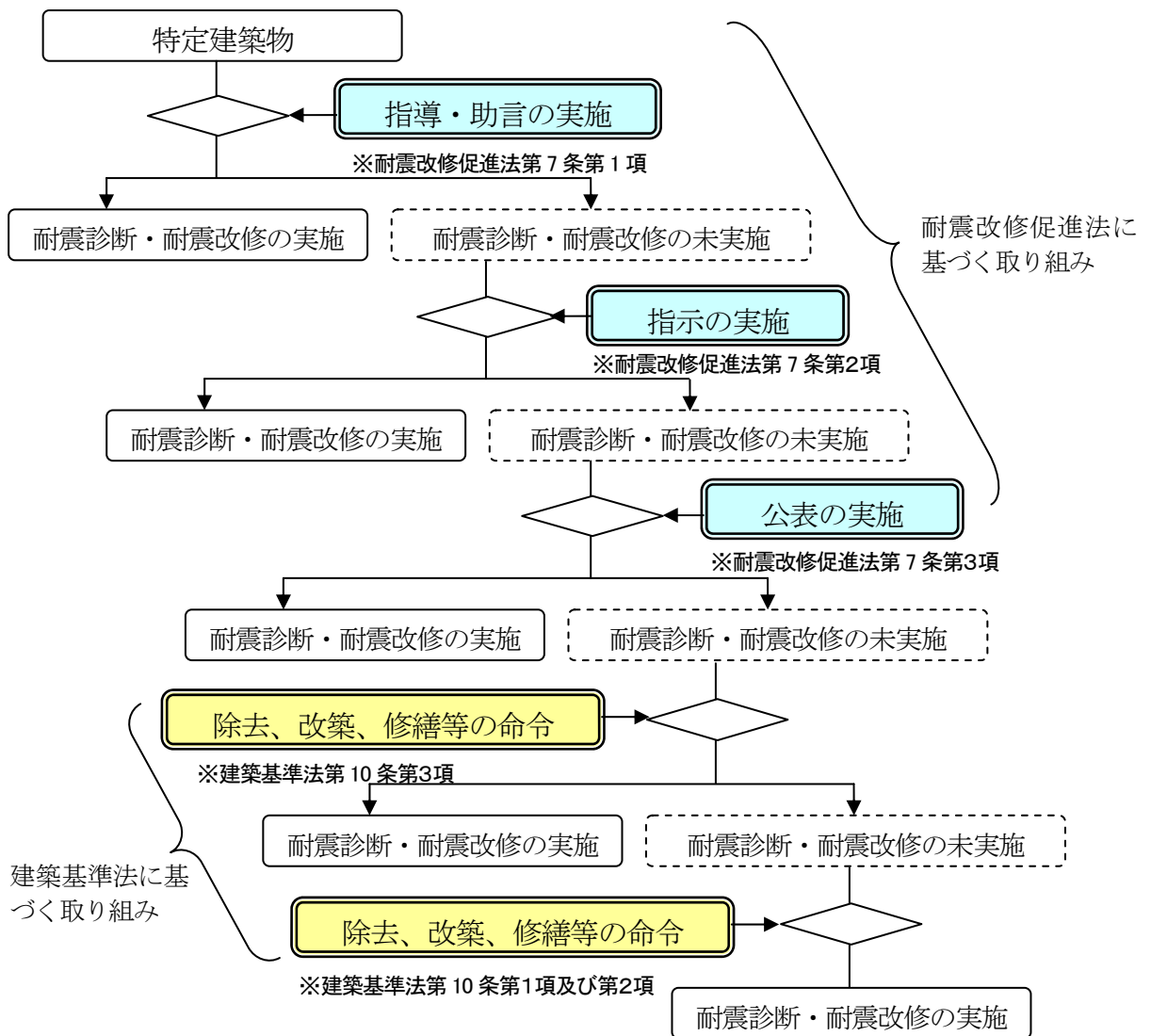


図 4-3 耐震診断及び耐震改修に関する指導等の流れ

## 5. その他の安全対策

### 1) 落下物の安全対策

大規模な地震では建築物の倒壊だけではなく、窓ガラス、外壁材、看板、天井等の損壊・落下による被害も起こります。平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震では、市街地にあるビルの窓ガラスが割れ、道路に落下する事態が発生しました。また、平成17年8月に発生した宮城県沖地震では、スポーツ施設の天井の落下によって多くの負傷者がでました。

これらの被害に対して、地震時の建築物からの落下物を防ぎ、安全性を確保するため、建築物の適正な維持管理の啓発、指導を図ります。さらに落下物防止対策の実施状況を把握するとともに、未改修建築物については所有者に対して改善指導を行います。

### 2) 家具の転倒防止対策

地震による建築物の被害がない場合でも、家具の転倒や散乱による怪我や避難の遅れなどが起こっています。

家具の固定や住宅内部の落下物の確認などは、誰でもすぐに取り組めることができる地震対策です。そのため市では家具の転倒防止などの身近な安全対策について、インターネットによる情報提供を行っています。今後もより一層の市民への周知を行うとともに、効果的な家具の固定方法の普及を図ります。



図 4-4 身近な安全対策

### 3) エレベーターの地震対策

地震時にはエレベーター内に利用者が閉じこめられるなどの被害が発生します。平成17年7月に発生した千葉県北西部地震では首都圏の多くのビルでエレベーターが緊急停止し、エレベーターのかごの中に利用者が長時間閉じこめられるなどの被害が発生しました。

そのため建築物管理者や利用者に対して、地震時のエレベーターの運行方法や閉じこめられた場合の対処方法について、周知を図ります。

### 4) ブロック塀等の安全対策

地震時にはブロック塀等の倒壊によって、道路の通行が困難になることで避難の遅れや救護活動の遅れ、倒壊したブロック塀の下敷きによる人的被害が見られます。

市では「生けがき奨励補助事業」を実施しており、補助事業の一層の活用を促進するために市民への周知を図り、ブロック塀から生けがき設置への改修指導を行います。

### 5) がけ崩れ等に対する敷地の安全対策

大規模地震の発生によって、がけ崩れや大規模盛土造成地の崩壊等が発生し、建築物の破損や倒壊等の被害が生じる可能性があります。そのため、崩壊の危険性が高いがけ地などでは建築物被害を軽減するため、がけ地近接等危険住宅移転事業等の活用を検討します。

## 第5章 その他建築物の耐震化促進に関する事項

### 1) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅のリフォーム、バリアフリーリフォーム、増改築と合わせて耐震改修を実施することにより、効率的で費用も安く済みます。

そのため、関係団体と連携・協力して、耐震改修工事と一体的に実施するように耐震化の必要性に関する情報提供を行います。

また信頼できるリフォーム業者の選定のため、「リフォネット<sup>\*</sup>」などによる情報の提供を行います。

<sup>\*</sup>リフォネット 財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが適切な住宅リフォームを促進するために運営している、リフォーム業者情報を中心としたリフォーム相談窓口の案内、リフォームに役立つ情報の提供を行う公式サイト

### 2) 定期報告制度との連携

建築基準法第12条に基づき、特殊建築物の所有者は調査資格者による建築物の調査を行い、その結果を定期的に市（特定行政庁）に報告しなければなりません。その際、調査者は当該建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況を調査し、報告することとなっています。

このことから定期報告制度を活用し、特殊建築物の耐震診断及び耐震改修の状況の把握に努めるとともに、地震発生時に落下の危険性のある窓ガラスや屋外看板などの安全対策についても指導を行います。

### 3) 事業を通じた耐震化

市では、土地の有効利用を図るため市街地再開発事業、土地区画整理事業等を実施しています。こうした基盤整備型事業を推進し、住宅・建築物の耐震化を進めていきます。

### 4) 不動産取引を通じた耐震化

平成18年4月の宅地建物取引業法の改正によって、宅地建物取引業者に義務付けている重要事項説明に、耐震診断の結果に関する事項が追加されました。

そのため関係団体等と連携して市民への周知を図り、建築物所有者等の自発的な耐震診断の実施を促進します。

## 5) 新築の耐震化

新たに新築される住宅・建築物については、現行の耐震基準に従って適切に建築されるよう、建築基準法に基づく中間検査や完了検査を徹底します。

## 6) 避難路等の現況把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備

避難地や防災拠点施設等に通じる避難路及びこの避難路に通じる細街路等の幅員等を調査し、避難路沿道住宅・建築物耐震化基礎資料として整備します。

調査に基づき、これらの道路等を閉塞する恐れのある住宅・建築物について、建築指導とも連携を図りつつ、耐震診断及び耐震改修の促進を図っていきます。

<参考資料>

1. 特定建築物一覧（耐震改修促進法第6条関連）

分類	法	用途	特定建築物の規模要件 指導致び助言対象建築物	指示対象建築物		
1. 被災時に避難者及び傷病者の救護など災害救護拠点となる建築物	法第6条第1号	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上		
		病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上		
		集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上		
		保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上		
2. 災害時に要援護者がいる建築物	法第6条第1号	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	1,500㎡以上(屋内運動場の面積を含む)		
		老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上		
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、その他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上		
		幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上		
3. 比較的利用者の滞在時間が長い建築物	法第6条第1号	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上		
		賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上			
4. その他の不特定多数が集まる特定建築物	法第6条第1号	第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上			
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上		
		展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上		
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上		
		博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上		
		遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上		
		公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上		
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上		
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上		
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上		
		5. 利用者が比較的限定される建築物	法第6条第1号	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上	
				事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上	
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	階数3以上かつ1,000㎡以上					
法第6条第2号	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上		
その他	法第6条第3号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（※次頁参照）	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上		
		地震によって建築物が倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が高崎市耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物			

## 2. 特定建築物となる危険物の数量一覧（耐震改修促進法第6条第2号関連）

### 1) 特定建築物の要件

以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

### 2) 指示対象となる特定建築物の要件

床面積の合計が500㎡以上でかつ以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類（法律で規定）	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空包	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
② 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 m <sup>3</sup>
④ マッチ	300 マッチトン (※)
⑤ 可燃性のガス (⑥及び⑦を除く。)	2 万m <sup>3</sup>
⑥ 圧縮ガス	20 万m <sup>3</sup>
⑦ 液化ガス	2,000 t
⑧ 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	毒物 20 t 劇物 200 t

(※) マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で7,200個、約120kg。

### 3. 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（抜粋）

最終改正：平成18年6月2日法律第50号

#### 第一章 総則

##### （目的）

**第一条** この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

##### （定義）

**第二条** この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

##### （国、地方公共団体及び国民の努力義務）

**第三条** 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

#### 第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

##### （基本方針）

**第四条** 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
  - 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
  - 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
  - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
  - 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (都道府県耐震改修促進計画等)

**第五条** 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
  - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
  - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
  - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
  - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
  - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項
  - 二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

- 三 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第四条第二項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 特定建築物に係る措置

#### （特定建築物の所有者の努力）

**第六条** 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（第八条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

#### （指導及び助言並びに指示等）

**第七条** 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針

となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
  - 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
  - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
  - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

### (計画の認定)

- 第八条** 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
    - 一 建築物の位置
    - 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
    - 三 建築物の耐震改修の事業の内容
    - 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
    - 五 その他国土交通省令で定める事項
  - 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）を

することができる。

一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築（柱の径若しくは壁の厚さを増加させ、又は柱若しくは壁のない部分に柱若しくは壁を設けることにより建築物の延べ面積を増加させるものに限る。）、改築（形状の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を伴わないものに限る。）、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている耐火建築物（同法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

- (1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
  - (2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
- 4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
  - 5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。
  - 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。
    - 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
    - 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等
  - 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。
  - 8 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

#### (計画の変更)

- 第九条** 計画の認定を受けた者（第十三条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。
- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

#### (報告の徴収)

- 第十条** 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の

認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。)に係る建築物(以下「認定建築物」という。)の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

**第十一条** 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

**第十二条** 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

#### 4. 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

(平成七年十二月二十二日政令第四百二十九号) (抜粋)

最終改正：平成一九年八月三日政令第二三五号

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条、第四条第一項から第三項まで及び第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

##### (都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

**第一条** 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

##### (多数の者が利用する特定建築物の要件)

**第二条** 法第六条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

- 六 ホテル又は旅館
  - 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
  - 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
  - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
  - 十 博物館、美術館又は図書館
  - 十一 遊技場
  - 十二 公衆浴場
  - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
  - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - 十五 工場
  - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
  - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
  - 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第六条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 幼稚園又は保育所 階数が二で、かつ、床面積の合計が五百平方メートルのもの
  - 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数が二で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの
  - 三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数が三で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの
  - 四 体育館 床面積の合計が千平方メートルのもの

**（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件）**

**第三条** 法第六条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
- 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
- 五 圧縮ガス
- 六 液化ガス

- 七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第六条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあつては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
- イ 火薬 十トン
  - ロ 爆薬 五トン
  - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
  - ニ 銃用雷管 五百万個
  - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
  - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
  - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン
  - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
- 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
- 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
- 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
- 五 マッチ 三百マッチトン
- 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
- 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
- 八 液化ガス 二千トン
- 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
- 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

(多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件)

**第四条** 法第六条第三号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
- 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

(所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件)

**第五条** 法第七条第二項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
  - 二 病院又は診療所
  - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
  - 四 集会場又は公会堂
  - 五 展示場
  - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
  - 七 ホテル又は旅館
  - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
  - 九 博物館、美術館又は図書館
  - 十 遊技場
  - 十一 公衆浴場
  - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
  - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
  - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
  - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
  - 十七 幼稚園又は小学校等
  - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
  - 十九 法第七条第二項第三号に掲げる特定建築物
- 2 法第七条第二項の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる特定建築物（保育所を除く。） 床面積

の合計が二千平方メートルのもの

二 幼稚園又は保育所 床面積の合計が七百五十平方メートルのもの

三 小学校等 床面積の合計が千五百平方メートルのもの

四 前項第十九号に掲げる特定建築物 床面積の合計が五百平方メートルのもの

**(報告及び立入検査)**

**第六条** 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

## 5. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

[平成 18 年 1 月 26 日 国土交通省告示第 184 号]

○国土交通省告示第一八四号

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第四条第一項の規定に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針を次のように策定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十八年一月二十五日

国土交通大臣北側一雄

### 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。

建築物の耐震改修については、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（同年三月）において、十年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

#### 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

##### 1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自

らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

## 2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

## 3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、すべての特定建築物の所有者に対して、法第七条第一項の規定に基づく指導・助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行いその指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下別添の指針という。）第一第一号及び第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。）については速やかに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

また、法第8条第3項の計画の認定についても、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、国は、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

さらに、建築物の倒壊による道路の閉塞対策として、都道府県は、法第5条第3項第1号の規定に基づき都道府県耐震改修促進計画において必要な道路を適切に定めるべきである。

#### 4 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。国は地方公共団体に対し必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第17条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

#### 5 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なりフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、全国の市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであり、国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

#### 6 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

#### 7 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる

協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

## 8 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策についての改善指導や、地震時のエレベータ内の閉じ込め防止対策の実施に努めるべきであり、国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言情報提供等を行うこととする。

## 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

### 1 建築物の耐震化の現状

平成15年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約4,700万戸のうち、約1,150万戸（約25%）が耐震性が不十分と推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十年の約1,400万戸から五年間で約250万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは5年間で約32万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第6条第一号に掲げる学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム等であって階数が三以上、かつ、延べ面積が千平方メートル以上の建築物（以下多数の者が利用する建築物というについては約三十六万棟のうち約九万棟（約二十五%）が耐震性が不十分と推計されている。

### 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

東海東南海・南海地震に関する地震防災戦略（中央防災会議決定）において、十年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされたことを踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の約七十五%を、平成二十七年までに少なくとも九割にすることを目標とする。耐震化率を九割とするためには、今後、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸（うち耐震改修は約百万戸）、多数の者が利用する建築物の耐震化は約五万棟（うち耐震改修は約三万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを二倍ないし三倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、今後五年間で、十年後の耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、住宅については約百万戸、多数の者が利用する建築物については約三万棟の耐震診断の実施が必要であり、さらに、平成二十七年までに、少なくとも住宅については百五十万戸ないし二百万戸、多数の者が利用する建築物については約五万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、今後、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

### 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、別添の指針に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

### 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

### 五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

#### 1 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、法施行後できるだけ速やかに策定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の策定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と

協議会を設置する等の取組を行うことが考えられる。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

## 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。

特に、学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。また、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

## 3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき道路は、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所に通ずる道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、平成二十七年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

また、同項第二号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第十三条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

さらに、同項第三号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

## 4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内のすべての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

#### 5 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、法第七条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

#### 6 市町村耐震改修促進計画の策定

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第五条第七項において、基礎自治体である市町村においても耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限りすべての市町村において耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村の耐震改修促進計画の内容については、この告示や都道府県耐震改修促進計画の内容を勘案しつつ、地域の状況を踏まえ、詳細な地震防災マップの作成及び公表、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域の設定、地域住民等との連携による啓発活動等について、より地域固有の状況に配慮して作成することが望ましい。

#### 附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十号）の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。
- 2 平成七年建設省告示第二千八十九号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成七年建設省告示第二千八十九号第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この

告示の別添第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。



# 高崎市耐震改修促進計画

平成21年7月

発行・編集

群馬県 高崎市 建設部建築指導課

住 所：〒370-8501

高崎市高松町35番地1

電 話：027-321-1271（直通）